注　「目的とする学校・教科」の欄において、「中」とは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）を表し、「高」とは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を表す。

注　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の略称	発行者	代表者	住所
東書	東京書籍　株式会社	川畑　慈範	東京都北区堀船２―17―１
大日本	大日本図書　株式会社	波田野　健	東京都文京区大塚３丁目11番６号
教図	教育図書株式会社	佐々間ひとみ	東京都豊島区上池袋１―38―２
実教	実教出版株式会社	島根　正幸	東京都千代田区五番町５
開隆堂	開隆堂出版　株式会社	山岸　忠雄	東京都文京区向丘１丁目13番地１号
学図	学校図書　株式会社	奈良　威	東京都北区東十条３―10―36
三省堂	株式会社　三省堂	北口　克彦	東京都千代田区三崎町２丁目22番14号
教出	教育出版　株式会社	小林　一光	東京都千代田区神田神保町２丁目10番地
教芸	株式会社　教育芸術社	市川かおり	東京都豊島区長崎１―12―15
清水	株式会社　清水書院	土井　武	東京都千代田区飯田橋３―11―６
光村	光村図書出版　株式会社	常田　寛	東京都品川区上大崎２―19―９
帝国	株式会社　帝国書院	斎藤　正義	東京都千代田区神田神保町３―29
大修館	株式会社　大修館書店	鈴木　一行	東京都文京区湯島２―１―１
啓林館	株式会社　新興出版社啓林館	佐藤　徹哉	大阪府大阪市天王寺区大道４―３―25
数研	数研出版株式会社	星野　泰他	東京都千代田区九段北１―12―11
日文	日本文教出版　株式会社	佐々木秀樹	大阪府大阪市住吉区南住吉４―７―５
第一	株式会社　第一学習社	松本　洋介	広島市西区横川新町７―14
学研	株式会社　学研教育みらい	鈴木　祥夫	東京都品川区西五反田２丁目11番８号
自由社	株式会社　自由社	加瀬　英明	東京都文京区水道２―６―３
チアーズ	有限会社　ＣＨＥＥＲＳ	ミッチェル　スティーブン	宮城県仙台市青葉区春日町３―８春日町ファインビル３Ｆ
育鵬	株式会社育鵬社	久保田榮一	東京都港区海岸１―15―１

○国土交通省告示第四百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第五項の規定に基づき、土砂災害防止対策基本指針を変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十三年四月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

土砂災害防止対策基本指針

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1　土砂災害防止対策基本指針の位置付け

我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生している。特に近年は、集中豪雨等の増加による土砂災害が頻発しており、平成十三年から平成二十二年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千百件に上っている。

また、平成二十一年における土砂災害の死者・行方不明者のうち八割が高齢者、障害者、乳幼児に代表される災害時要援護者であるなど、土砂災害によりこれらの災害時要援護者が被害に遭うケースが顕著である。

さらに、市街地の拡大等に伴い、土砂災害の危険性に対する認識が不十分なままに、渓流の出口や斜面付近の土地等、潜在的に土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に住宅等が立地しており、土砂災害の発生の重要な要因の一つとなっている。

このような状況に対し、従来から、各種の対策工事を推進し、危険箇所の安全度を高めていく対策が展開されてきているが、国土交通省所管の土砂災害の危険箇所は、五戸以上の人家に被害が生ずると想定される箇所等が、全国に約二十一万箇所もある。さらに、急傾斜地の崩壊について見ると、平成十五年から平成二十年までの間に、約二千四百箇所について対策工事により整備を図ったが、依然、土砂災害防止施設の整備水準は未だ二十パーセント台にとどまっており、危険箇所について、全て対策工事により安全を確保していくとした場合には、膨大な時間と費用が必要となると見込まれる。

このため、土砂災害の防止のための対策の推進に当たっては、対策工事というハード対策と相まって、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、住民に対してハザードマップ（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第三項に規定する「印刷物」をいう。以下同じ。）による避難場所等の周知や情報伝達体制の整備等により、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制するなど、各種のソフト対策を総合的に実施することが重要である。

一方、平成十六年の新潟県中越地震及び平成二十年の岩手・宮城内陸地震においては、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流や湛水による甚大な被害が懸念された。また、三宅島においては、平成十二年の噴火以降、大量の降灰等が山腹に堆積し、降雨による土石流が長期間にわたり頻発し、甚大な被害が発生した。河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流、地滑り、河道閉塞による湛水といった土砂災害は、発生の兆候が顕在化して以降、時々刻々と発生の危険性が変化する特性を有しており、さらに避難勧告等を行う役割を担う市町村の単位では極めてまれにしか発生しないこと等から、市町村が避難勧告等の判断の根拠となる土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を独力で入手することは困難である。

このため、これらの土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行い、市町村長に対して避難勧告等の判断に資する情報を提供する必要がある。

土砂災害防止対策基本指針は、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

2　行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築

土砂災害の防止に当たっては、これまで行政は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）等の施行、各種事業の遂行、土砂災害に関する科学的知見の蓄積等に努めてきた。

この結果、土砂災害については、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となってきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することは未だ難しい。このことは、自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが約半数を占める要因の一つとなっている。

また、全国各地における、新興住宅地の造成、従前からの地域共同社会の弱体化等に伴い、土砂災害の前兆を伝承から把握することや、地域における過去の土砂災害の実態や土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を地名等から把握することが困難であることが多くなり、住民にとって適時・適切な警戒避難行動をとることが著しく困難となっている。

したがって、今後、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政は、過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、その内容に正確を期するよう配慮しつつ、積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが求められる。